

【適用除外】

項 目	労基法 [Ⓐ]	雇用法 [Ⓑ]	健保法 [Ⓒ]	厚年法
日日雇い入れられる者	○ ₁		○ ₁	○ ₇
2月以内の期間を定めて使用される者	○ ₂		○ ₂	○ ₈
季節的業務に4月以内の期間を定めて使用される者	○ ₂	○ ₂	○ ₅	○ ₉
季節的に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者		○		
学校、専修学校等の学生又は生徒		○		
試みの試用期間中の者	○ ₃			
事業所の所在地の一定しない事業所に使用される者			○	○
船員保険の強制被保険者			○	
65歳以後に新たに雇用される者（短期、日雇を除く）		○		
同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（日雇を除く）		○ ₄		
1週間の所定労働時間が20時間未満である者（日雇を除く）		○		
国、都道府県、市町村等の事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、雇用保険の求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者		○		
臨時的事業の事業所に6月以内の期間を定めて雇用される者			○ ₆	○ ₆
国保組合の事業所に使用される者、健保の保険者又は共済組合の承認を受けて国保に加入した者			○	
後期高齢者医療の被保険者			○	
国・地方公共団体、法人に使用される者で、公務員等とみなされる者、共済組合の組合員等となる者				○
<p>Ⓐ 解雇予告の特例該当者 ⑦ 日雇労働被保険者関係を除く ⑧ 日雇特例被保険者関係を除く</p> <p>1 1月を超えた日から適用。2 所定の期間（雇用契約の期間）を超えた日から適用。3 14日を超えた日から適用。4 前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者を除く。5 当初から4月を超える場合には、当初から被保険者となる。6 当初から6月を超える場合には、当初から被保険者となる。7 1月を超えた日から適用（船舶所有者に使用される船員は、当初から適用）8 所定の期間（雇用契約の期間）を超えた日から適用（船舶所有者に使用される船員は、当初から適用）。9 当初から4月を超える場合には、当初から被保険者となる（船舶所有者に使用される船員は、当初から適用）。</p>				

【保険者(管掌者)・被保険者】

制 度	保 険 者	被 保 険 者
労災法	政府	※適用労働者
雇用法	政府	○一般被保険者 ○高年齢継続被保険者 ○短期雇用特例被保険者 ○日雇労働被保険者
健保法	全国健康保険協会 健康保険組合 全国健康保険協会（日雇）	○強制被保険者（任意適用事業所に使用される被保険者を含む） ○任意継続被保険者 ○日雇特例被保険者 ○特例退職被保険者（法附則で規定）
船保法	全国健康保険協会	○強制被保険者 ○疾病任意継続被保険者
国保法	市区町村 国民健康保険組合	○強制被保険者 ○退職被保険者
介保法	市町村及び特別区	○強制被保険者（第1号，第2号）
厚年法	政府	○当然被保険者（強制・任意包括） ○任意単独被保険者 ○高齢任意加入被保険者，高齢任意単独加入被保険者 ○任意継続（第4種）被保険者 ○船員任意継続被保険者
国年法	政府	○強制被保険者（第1号，第2号，第3号） ○任意加入被保険者